

○ 一般社団法人公立大学協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人公立大学協会と称する。

(主たる事務所)

第2条 この法人の主たる事務所は、東京都千代田区に置く。

(目的)

第3条 この法人は、公立大学の振興と我が国の高等教育、学術研究の水準の向上及び均衡ある発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 国や地方自治体の高等教育政策の動向を調査・研究し、広く社会及び会員に情報を提供する。
- (2) 国や地方自治体の政策を見据えながら、公立大学のあり方と将来像を検討する。
- (3) 公立大学の教育、研究及び地域・社会への貢献活動の推進を支援する。
- (4) 公立大学の経営課題について調査・研究を行う。
- (5) 公立大学を代表して広く社会に対し発言を行う。
- (6) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業を行う。

(公告)

第5条 この法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 会員

(会員)

第6条 この法人の目的に賛同して入会した公立大学を会員とし、会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）上の社員とする。

2 会員を代表してその権利を行使する者は会員の長（学長）とし、その氏名を

会長に届け出なければならない。

(入会)

第 7 条 会員になろうとする公立大学は、入会申込書を会長に提出し、社員総会（以下「総会」という。）の承認を受けるものとする。

(会費)

第 8 条 会員は、この法人の活動に必要な経費に充てるために会費を納入しなければならない。

2 この法人の会費は総会の議決を経て、別に定める。

(会員の資格の喪失)

第 9 条 会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を失う。

- (1) 退会したとき。
- (2) 3 年以上会費を滞納したとき。
- (3) 除名されたとき。
- (4) 公立大学でなくなったとき。

第 3 章 役員及び職員

(役員)

第 10 条 この法人に以下の役員を置く。

- (1) 理事 13 名以上 23 名以内
 - (2) 監事 2 名以内
- 2 理事のうち、1 名を会長、4 名以内を副会長とする。
- 3 前項の会長及び副会長を法人法上の代表理事とする。
- 4 代表理事以外の理事のうち、18 名以内を業務執行理事とすることができる。

(役員を選任)

第 11 条 この法人の理事及び監事は、総会の決議により選任する。

- 2 会長、副会長、業務執行理事は理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事及び監事は相互に兼ねることができない。
- 4 役員を選任手続に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(理事の職務及び権限)

第 12 条 理事は、理事会を組織して、法令及びこの定款に定めるもののほか、

この法人の総会の権限に属する事項以外の事項を決議する。

- 2 会長は、この法人の業務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ理事会が指名した順序により、当分の間、会長の職務を代行する。

(監事の職務及び権限)

第 13 条 監事は、理事の職務の執行状況及び財産の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

(役員の任期)

第 14 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 役員が長期間にわたって欠けるときは、新たな役員を選任する。
- 4 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(顧問及び相談役)

第 15 条 この法人に顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、理事会の議を経て、会長が委嘱する。
- 3 顧問及び相談役の任期は、委嘱した会長の任期終了の時までとし、再任を妨げない。
- 4 顧問及び相談役は、会長の求めに応じて、必要な事項に関し意見を具申する。

(役員の報酬)

第 16 条 役員は無報酬とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、公立大学長である役員以外の役員について、総会の決議によって別に定める報酬等の基準に従って算定した額を支給することができる。

(事務局及び職員)

第 17 条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の議を経て、会長が委嘱する。
- 4 事務局長は、会長の命を受け、事務局職員を指揮監督し、この法人の事務を

処理する。また、総会、理事会、委員会、地区協議会等に出席し、この法人の業務について報告し、意見を述べる。

- 5 事務局職員は、会長が任免する。
- 6 事務局の組織及び事務局職員の処遇に関し必要な事項は、理事会の議を経て、会長が別に定める。

第4章 総会

(構成)

第18条 総会は、この法人の最高意思決定機関であり、会員である大学の学長をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。
- 3 総会における議決権は1会員につき1個とする。

(招集)

第19条 総会は、定時総会及び臨時総会とし、会長が招集する。

- 2 定時総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催する。
- 3 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、会長が招集する。
- 4 前項のほか、会員現在数の5分の1以上から会議に付議すべき事項を示して総会の招集を請求されたときは、会長は、6週間以内の日を総会の日とする臨時総会を招集しなければならない。
- 5 総会の招集通知は、会日より2週間前までに各会員校に対して発する。

(議長)

第20条 総会の議長は、会長とする。

- 2 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ理事会が指名した順序により副会長の中から議長を選出する。

(議決事項)

第21条 総会は以下の事項を議決する。

- (1) 会員の入退会に関する事項
 - (2) 事業計画及び収支予算に関する事項
 - (3) 決算に関する事項
 - (4) 役員の選任に関する事項
 - (5) 総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
 - (6) その他理事会が必要と認めた重要事項
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急の必要があり、かつ総会を招集することがで

きないときは、前項のうち総会の決議事項として法令で定められたもの以外の事項について、理事会の議により処理することができる。ただし、会長は、この場合の措置について次の総会に報告し、その承認を得なければならない。

(決議)

第 22 条 総会は、会員現在数の過半数の学長が出席しなければ、議事を開くことはできない。

- 2 総会の決議は、法令で定められた事項及びこの定款に別段の定めがある場合を除いて、出席学長の過半数をもって行う。
- 3 総会に出席できない学長は、法令で定めるところにより、書面又は電磁的方法により議決権を行使し、又は他の学長を代理人として議決権の行使を委任することができる。
- 4 前項の場合における第 1 項及び第 2 項の規定の適用については、その会員は出席したものとみなすことができる。

(議事録)

第 23 条 総会の議事については、議事録を作成し、議長及びその総会で選任された議事録署名人 2 名が署名の上、これを保存する。

- 2 総会の議事録及び議決した事項は、全会員に通知する。

(総会運営規程)

第 24 条 この定款に定めるもののほか、総会の議事運営に必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第 5 章 理事会

(構成)

第 25 条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事によって構成する。
- 3 会長は、必要に応じて、理事会に顧問あるいは相談役等の出席を求めることができる。

(招集)

第 26 条 理事会は、原則として毎年 4 回以上、会長が招集する。

- 2 会長は、次の各号の一に該当する場合に、臨時理事会を招集する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事現在数の 3 分の 1 以上から理事会の招集を請求されたとき。この場合、

その請求があった後、速やかに臨時理事会を招集しなければならない。

(議長)

第 27 条 理事会の議長は、会長とする。

(権限)

第 28 条 理事会は、この法人の総会の権限に属する事項以外の事項を議決し、執行する。

(定足数等)

第 29 条 理事会は、理事現在数の 3 分の 2 以上の理事が出席しなければ、議事を開くことはできない。

2 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除いて、出席理事の過半数をもって行う。

3 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(決議の省略)

第 30 条 前条の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。但し、監事がその提案に異議を述べたときはこの限りではない。

(議事録)

第 31 条 理事会の議事については、議事録を作成し、出席した代表理事及び監事全員はこれに署名しなければならない。

(職務の執行状況の報告)

第 32 条 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に、4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告するものとする。

(理事会運営規程)

第 33 条 この定款に定めるもののほか、理事会の議事運営に必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第6章 その他の会議等

(運営会議)

第34条 この法人に運営会議を置き、理事会から付託された事項及び緊急に処理すべき事項を審議し、執行する。ただし、会長は、この場合の措置について次の理事会に報告しなければならない。

- 2 運営会議は、会長、副会長、業務執行理事及び事務局長によって構成し、その議長は会長とする。
- 3 会長は、必要に応じて、運営会議に他の役員等の出席を求めることができる。

(委員会等)

第35条 この法人に、その事業の円滑な遂行を図るため、委員会等を設けることができる。

- 2 委員会等の設置及び運営に関する基本的事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(地区協議会)

第36条 この法人に、会員相互の協力により共通する課題の検討・交流・研鑽を進め、活動の活性化を図るために、地区協議会を置く。

- 2 地区協議会の設置及び運営に関する基本的事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(部会)

第37条 この法人に、会員の学部、学科、大学種別等それぞれの領域に関わる共通課題の研究、研修、情報交換等を行うために、部会を設けることができる。

- 2 部会の設置及び運営に関する基本的事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(学長会議等)

第38条 会長は、会員相互の交流・研鑽を進め、活動の活性化を図るために、学長会議、事務局長等連絡協議会及びその他の協議会等を招集することができる。

第7章 財産及び会計

(事業年度)

第39条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第 40 条 この法人の事業計画及び収支予算については、理事会の決議を経て総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 会長は、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

(事業報告及び決算)

第 41 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、第 2 号及び第 3 号の書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 貸借対照表

(3) 損益計算書（正味財産増減計算書）

2 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くものとする。

(剰余金)

第 42 条 この法人は、剰余金の配当は行わないものとする。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の改正)

第 43 条 この定款の改正は、総会において会員現在数の 3 分の 2 以上の議決によって行うものとする。

(解散)

第 44 条 この法人は、総会における会員現在数の 4 分の 3 以上の多数による決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 45 条 この法人が解散をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、この法人の目的に類似の目的を有する公益社団法人、公益財団法人、地方公共団体又は地方独立行政法人に贈与するものとする。

第 9 章 雑則

(細則)

第 46 条 この定款の施行についての細則は、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

(最初の事業年度)

第 47 条 この法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成 24 年 3 月 31 日までとする。

(設立時の役員等)

第 48 条 この法人の設立時理事、設立時監事、及び設立時代代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事	奥野武俊
設立時理事	木苗直秀
設立時理事	佐々木雄太
設立時理事	浅田尚紀
設立時理事	中村慶久
設立時理事	伊藤 洋
設立時理事	久世建二
設立時理事	板倉 徹
設立時理事	佐久間健人
設立時理事	中別府温和
設立時理事	リボウィッツよし子
設立時理事	原島文雄
設立時理事	西澤良記
設立時監事	戸苅 創
設立時監事	名和田 新

(住所省略)

設立時代代表理事 奥野武俊

(住所省略)

設立時代代表理事 木苗直秀

(住所省略)

設立時代代表理事 佐々木雄太

(住所省略)

設立時代代表理事 浅田尚紀

(設立時社員の大学名、学長名及び所在地)

第 49 条 この法人の設立時社員の住所及び大学名は、次のとおりとする。

設立時社員

- 1 所在地 大阪府堺市中区学園町 1 番 1 号
大学名 大阪府立大学
学長名 奥野武俊
- 2 所在地 愛知県愛知郡長久手町大字熊張字茨ヶ廻間 1 5 2 2 番 3
大学名 愛知県立大学
学長名 佐々木雄太

(定款に定めのない事項)

第 50 条 この定款に定めのない事項は、すべて法人法その他の法令に従う。

第 51 条 この法人設立日に旧会である公立大学協会の名簿に登録されている会員校は、この法人設立の効力発生をもって、定款第 6 条の定めに基づくこの法人の社員とみなす。

附 則

この定款は、一般社団法人公立大学協会登記の日から施行する。

附 則

この定款は、平成 28 年 5 月 24 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 29 年 5 月 23 日から施行する。

附 則

この定款は、令和元年 5 月 27 日から施行する。

附 則

この定款は、令和 4 年 5 月 23 日から施行する。

附 則

この定款は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。